

茨城県中央環境衛生組合職員の旅費に関する条例

令和6年4月1日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 職員に対して支給する旅費に関する事項については、茨城町職員の旅費に関する条例（昭和32年茨城町条例第95号）に規定する職員に対して支給する旅費に関する事項の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。